

福岡市

「入院しても退院してもどこに居ても
安心して生活が続けられる」福岡市

福岡市では・・・

医療機関・地域支援事業所従事者等を対象とした研修を平成26年度より実施しています。また、平成30年4月に福岡市障がい者等地域生活支援協議会内に「保健医療福祉関係者の協議の場」として、『精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会』を設置し、関係者と協議・検討を行っています。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報



基本情報（都道府県等情報）

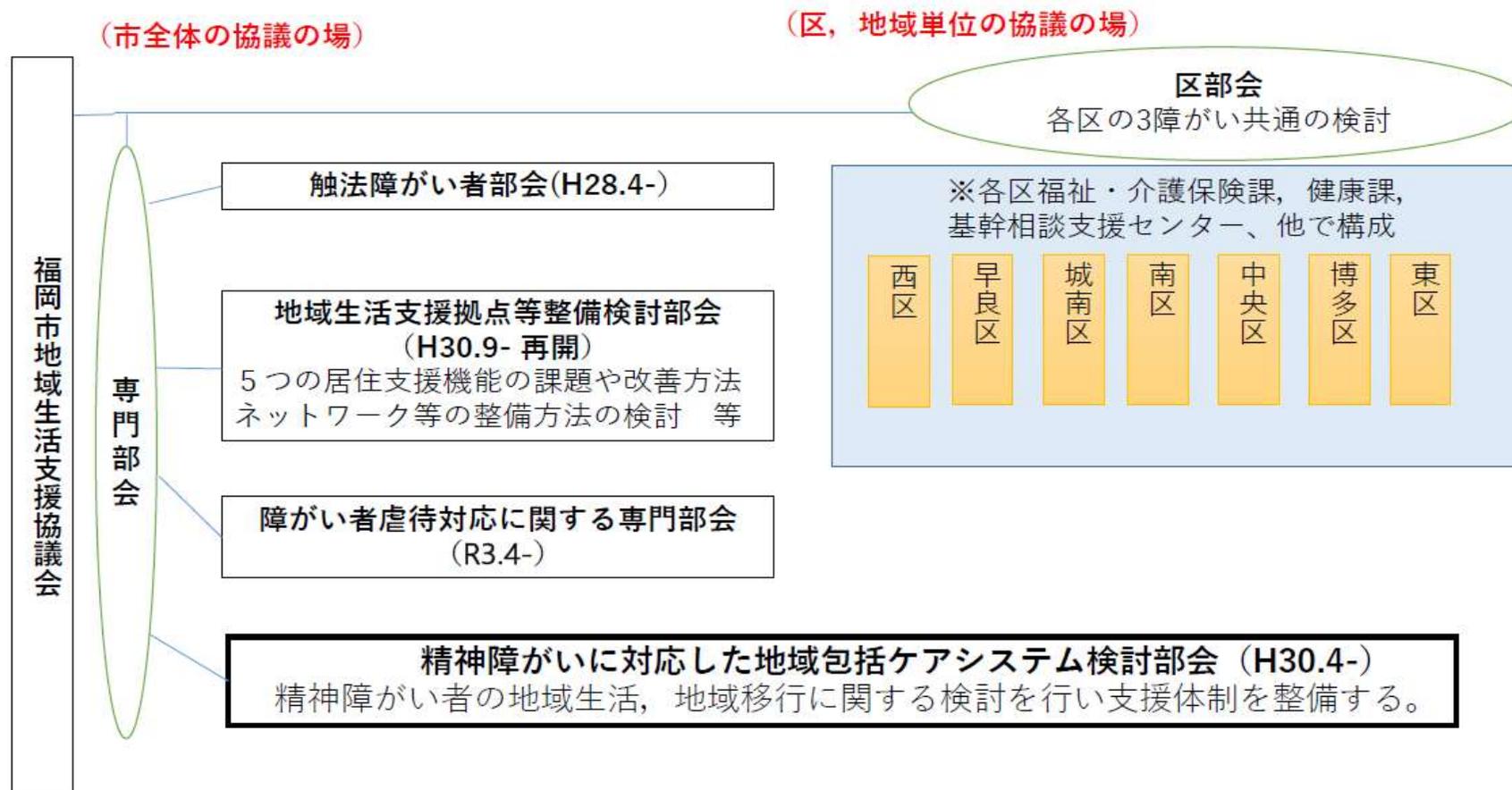
障害保健福祉圏域数（R6年4月時点）	1	か所
市町村数（R6年4月時点）	1	市町村
人口（R6年4月時点）	1,645,863	人
精神科病院の数（R6年4月時点）	23	病院
精神科病床数（R6年月時点）	3,794	床
入院精神障害者数 （R4年6月時点）	合計	3,308 人
	3か月未満（％：構成割合）	851 人 25.7 %
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	500 人 15.1 %
	1年以上（％：構成割合）	1,957 人 59.2 %
	うち65歳未満 うち65歳以上	644 人 1,313 人
退院率退院率（H29年度NDBデータ） ※福岡市・糸島市の障害保健福祉圏域	入院後3か月時点	60.0 %
	入院後6か月時点	78.0 %
	入院後1年時点	87.0 %
相談支援事業所数 （R6年4月時点）	基幹相談支援センター数	15 か所
	一般相談支援事業所数	33 か所
	特定相談支援事業所数	151 か所
保健所数（R6年4月時点）	7	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R5年度）	（自立支援）協議会の開催頻度 精神領域に関する議論を 行う部会の有無	2 回/年 有・無
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に向けた保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置状況（R6年4月時点）	都道府県 有・無 障害保健福祉圏域 有・無 市町村 有・無

取組内容

- ・平成30年度から、保健・福祉・医療関係者による協議の場を設置
- ・保健、医療、福祉関係者に対する精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に関する研修会を実施
- ・地域住民を対象に精神障がいへの理解促進を目的とした研修会を実施

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- 福岡市障がい者等地域生活支援協議会内に「保健・医療・福祉関係者の協議の場」として設置した『精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会』において、本市における精神障がい者支援体制について関係者と協議・検討を行っている。



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

【平成24年度】

- 福岡市障がい者等地域生活支援協議会 設置
※各区部会についても同時に設置し、同年度中に活動を開始

【平成25年度】

- 「福岡市障がい児・者等実態調査」の実施、分析による実態把握

【平成26年度】

- 多職種向けの支援者研修会の実施
(第1回)「平成26年度改正精神保健福祉法に関する従事者研修」
参加者：医療機関、地域援助事業者、行政等 126人
(第2回)「地域移行支援の実際～事例を通してみえるもの～」等
参加者：地域援助事業者、市内医療機関・退院後生活環境相談員、行政職員等 109名

【平成27年度】

- 多職種向けの支援者研修会の実施
(第1回)「在宅で使える障がい福祉サービスの概要」等
参加者：地域援助事業者、市内医療機関・退院後生活環境相談員、行政職員等 72名
(第2回)「長期入院者の地域移行支援について」等
対象者：地域援助事業者、市内医療機関・退院後生活環境相談員、行政職員等約100人

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

【平成28年度】

■多職種向けの支援者研修会の実施

参加者：地域援助事業者、市内医療機関・退院後生活環境相談員、行政職員等 83名

【平成29年度】

■平成30年4月の専門部会設置（協議の場の設置）へ向けて、準備会を6月より毎月開催。

■多職種向けの支援者研修会の実施（参加者89名）

【平成30年度】

■福岡市障がい者等地域生活支援協議会内に『精神障がい者地域移行支援部会』設置。

■多職種向けの支援者研修会の実施

- ・精神科病院協会看護管理者を対象とした研修会（参加者64名）
- ・保健所、精神科病院、地域援助事業者の職員を対象とした研修会（参加者69名）

【令和元年度】

■「ピアサポートの活用に関するワーキンググループ」設置

■次期福岡市保健福祉総合計画（R3年度～）策定に対する部会としての提言書作成

■多職種向けの支援者研修会の実施

- ・精神科病院の職員等を対象とした研修会（参加者91名）

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

【令和2年度】

- ピアサポート活動に関するアンケートの実施（ピアスタッフ等に対する認知度・興味・要望等）

【令和3年度】

- 今後の検討部会の取組みについて意見集約（重点目標の設定）
- 多職種向けの支援者研修会の実施（オンライン開催，参加者約80名）※講師：東 美奈子氏
・保健所、精神科病院、基幹相談支援センター、地域援助事業者の職員対象

【令和4年度】

- 重点目標（R3設定）を達成するための、本市として目指すべき姿及び取組みを決定
- 地域住民を対象に精神障がいへの理解促進を目的した研修会を実施
対象者：福岡市民生委員児童委員（参加者20名）

【令和5年度】

- 入院者訪問支援事業における「ねらい・課題」を協議
- 地域住民を対象に精神障がいへの理解促進を目的した研修会を実施
対象者：福岡市民生委員児童委員（参加者18名）
- 多職種向けの支援者研修会の実施（対面開催，参加者60名）※講師：東 美奈子氏
・保健所、精神科病院、基幹相談支援センター、地域援助事業者の職員対象

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜昨年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
保健・医療・福祉関係者による精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に関する協議の場(検討部会)の実施回数	2回	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討部会では、入院者訪問支援事業について協議を行い、「ねらい・課題」を整理することができた。 ・第2回検討部会では、R6～R8における重点目標について協議を行い、引き続き現在の重点目標を設定することとした。また、「今後の市と区の連携」について協議を行い、意見を集約することができた。
研修会の実施回数 ①保健・医療・福祉関係者を対象とした研修会 ②地域住民を対象とした研修会	合計2回	合計2回	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する精神障がいへの理解促進を目的とした研修会では、民生委員児童委員を対象とし、意見交換を交えた研修会を実施することができた。地域での精神障がい者の受け入れについて、現状や課題を改めて確認することができた。 ・また、重点目標に対する具体的な取り組みである「関係者間の相互理解を深めるための研修会」を実施することができ、支援者間の「顔の見える関係性づくり」をすすめることができている。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 市内に既に先駆的取り組みをしている精神科病院があり、モデルケース構築に有益である。
2. 協議会の区部会を各区に設置しており、医療機関や相談支援事業所等との意見交換が定期的に行われている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
①入退院時の切れ目のない保健・医療・福祉関係者の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院時の連携に関する研修の実施(専門職向け)。 ・保健・医療・福祉関係者の連携に関する協議の実施(現状や課題を共有し、設定した目標を達成するために取り組むべき項目を決定する) 	行政	検討会(協議の場)、研修会の実施
		医療	検討会、研修会への参加
		福祉	検討会、研修会への参加
		その他関係機関・住民等	検討会、研修会への参加
②地域住民の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の理解を進めるための研修会等の実施。 	行政	研修会の企画・実施
		医療	本市の取り組みの共有、講師として研修会に参加
		福祉	本市の取り組みの共有、講師として研修会に参加
		その他関係機関・住民等	精神障がい者への理解促進、研修参加

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
①保健・医療・福祉関係者による精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に関する協議の場(検討部会)の実施回数	0回	2回	保健・医療・福祉関係者の相互理解が深まることで、入退院時の切れ目のない支援体制構築につながる。
②研修会の実施回数 ①保健・医療・福祉関係者を対象とした研修会 ②地域住民を対象とした研修会	0回	2回	②研修や意見交換を通し、地域住民の精神障がい者に対する理解が促進されることで、精神障がい者が安心して生活できる地域づくりにつながる。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

福岡市障がい者等地域生活支援協議会内に「保健・医療・福祉関係者の協議の場」として設置した『精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会』において、本市における精神障がい者支援体制について関係者と協議・検討を行っている。

所管部署名	所管部署における主な業務
保健医療局健康医療部 保健予防課	協議の場の企画・運営、 研修会の実施

連携部署名	連携部署における主な業務
精神保健福祉センター	事務局として協議の場の企画・運営の補助
障がい者支援課	事務局として協議の場の企画・運営の補助
福岡市基幹相談支援センター	事務局として協議の場の企画・運営の補助

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	保健・医療・福祉関係者の協議の場に参加し、本市における「にも包括」の現状や課題を共有している。また関係者間の相互理解を深めている。	・全市レベルの多職種による協議の場と並行して、各区において医療機関や相談支援事業所等との意見交換を定期的実施している。市単位と区単位で、重層的に精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に取り組んでいる。
医療	保健・医療・福祉関係者の協議の場に参加し、本市における「にも包括」の現状や課題を共有している。また関係者間の相互理解を深めている。	・協議の場である検討部会には、医療機関より医師、看護師、ソーシャルワーカーが委員として就任しているが、実際には医師の参加が少ない等、職種による参加者の偏りがみられる。 ・医療、福祉関係者（検討部会委員）が「にも包括」の構築には、地域住民の精神障がい者への理解が必要であることを共通認識として持っており、地域住民向けの研修会に講師として従事し、市民への啓発に寄与できている。
福祉	保健・医療・福祉関係者の協議の場に参加し、本市における「にも包括」の現状や課題を共有している。また関係者間の相互理解を深めている。	・医療、福祉関係者（検討部会委員）が「にも包括」の構築には、地域住民の精神障がい者への理解が必要であることを共通認識として持っており、地域住民向けの研修会に講師として従事し、市民への啓発に寄与できている。
その他関係機関・住民等	保健・医療・福祉関係者の協議の場に参加し、本市における「にも包括」の現状や課題を共有している。また関係者間の相互理解を深めている。	・当事者が協議の場に参加しており、目標設定や取り組むべきことを決定する際には、意見を反映させている。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
福岡市障がい者等地域生活支援協議会精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター 4 名 ・福岡市精神保健福祉協議会 1 名 ・福岡県精神科 病院協会 3 名 ・福岡県精神保健福祉士協会 1 名 ・日本 精神科看護協会 1 名 ・保健所 3 名 ・当事者 1 名 ・その他必要に応じて臨時の委員 等 	年に2回程度	精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築にむけた保健・医療・福祉関係者による協議 ・専門職向け、地域住民向けの研修会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特に入退院時における保健・医療・福祉関係者の連携が不足しており、役割について更なる相互役割が必要である ・地域住民に対する精神障がい者への普及啓発に関する研修会では、部会委員が講師となり、地域住民(民生委員 児童委員)に対する理解促進を行っている

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

- ・市と区の連携体制について
- ・検討部会の今後の在り方
- ・関係者間の「にも包括」にかかる共通理解
- ・「にも包括」における評価や目標指数について

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（長期）

事業利用予定年数：令和8年度まで

長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ①入退院時の切れ目のない保健・医療・福祉関係者の連携 ②地域住民の理解
------	--

年度	実施内容	具体的な取組
R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会のあり方について整理を行う(事務局) ・重点目標に対する取り組む内容の決定 ・<u>取り組む内容の実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会の役割や機能について改めて整理を行い、「市と区の連携」について、第1回検討部会において、再共有を行う。 ・第1回検討部会において、委員だけではなく関係者(保健所や基幹相談支援センター等)も参加し、重点目標に対する具体的な取り組み内容を決定する。
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「市と区の連携」をもとに課題や市として取り組むことの整理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組むべき内容の実践 ・課題等の整理については別紙参照
R8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・R6～R8振り返り ・事業利用の終了か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会においてR6～R8振り返り ・時期目標の設定

9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

短期目標 (今年度)	重点目標に対する具体的な取り組みの実践、市と区の連携体制の実践
スモール ステップ	具体的な取り組み及び実践方法の決定、市と区の情報共有

時期(月)	実施内容	具体的な取組
R6年9月	事務局打ち合わせ	・第1回検討部会にむけて、検討部会のあり方や市と区の連携体制、アドバイザーの活用方法について、事務局内で協議
R6年10月	第1回検討部会	・重点目標に対する具体的な取り組みの決定 ・部会のあり方や市と区の連携について改めて共有
R6年1月	各区の取組み状況確認	
R7年2月	事務局打ち合わせ 支援者研修会	・第2回検討部会に向けた事務局打ち合わせ ・顔の見える関係性づくりのための支援者研修会の実施
R7年3月	第2回検討部会	・具体的な取り組みの実践状況の振り返り ・区の取組み状況や課題の共有、市として取り組むことの整理